平成２１年（フ）第５５号
高知県室戸市吉良川町乙3337番地
債務者　谷口　芳惠
1　決定年月日時　平成21年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２１年（フ）第５８号
高知県室戸市佐喜浜町1962番地１
債務者　橋本太郎二
1　決定年月日時　平成21年９月15日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２１年（フ）第１２７号
福岡県嘉穂郡桂川町大字瀬戸11番地17
債務者　清水　裕美（旧姓下別府）
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第３０９号
福岡県久留米市津福本町295番地　マンションシェル幹305号
債務者　吉居由美香
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第７８号
福岡県柳川市七ツ家1117番地５
債務者　菊竹かなえ（旧姓髙田）
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２１年（フ）第８５号
福岡県柳川市西浜武1461番地　シャルムセジュールⅠ―110号
債務者　深町ミヨ子
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２１年（フ）第１６６号
宮崎市老松１丁目５番17号　コーポ大越305号
債務者　太田原　武
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２３６号
宮崎県日向市亀崎東３丁目40番地
債務者　河内　　玲
1　決定年月日時　平成21年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第２４０号
宮崎県日向市大字財光寺1429番地
債務者　谷岡　聡美
1　決定年月日時　平成21年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第４４９号
鹿児島県鹿児島市天保山町10番16号
債務者　朝倉　境子
1　決定年月日時　平成21年９月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第５０８号
鹿児島県鹿児島市星ヶ峯３丁目52番８号
債務者　池畠　正彦
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第５１１号
鹿児島県鹿児島市新屋敷町10番29―306号
債務者　初瀬ヒロ子
1　決定年月日時　平成21年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第５１３号
鹿児島県鹿児島市小松原１丁目65番18―205号
債務者　堂脇　和枝
1　決定年月日時　平成21年９月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第５３８号
鹿児島県鹿児島市牟礼岡１丁目30番15号
債務者　濵田久美子
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第５９５号
鹿児島県鹿児島市東佐多町2616番地
債務者　中馬　勇希
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第９０号
茨城県神栖市深芝797番地ブリズⅣ―102
債務者　菅原　武春
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第１０９号
茨城県鹿嶋市青塚1248番地１
債務者　近藤かをる
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第１６９号
長野県上田市上田原865番地、住民票上の住所長野県上田市上田原849番地２
債務者　中川　一幸
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
長野地方裁判所上田支部